

第15回 鬼北町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和6年9月25日（水） 午後1時30分～

2. 開催場所 中央公民館 3階 大会議室

3. 出席委員（14名）

1	山本伸男	2	山本弥須弘	3	篠崎英明	4	渡邊康志
5	中本誉	6	兵頭正男	7	那須健一	8	山田耕二
9	清家壽秋	10	山下展輝	11	浅野剛志	12	毛利久志
13	兵頭知幸	14	谷口雄記				

4. 欠席委員（1名）

5	中本誉						
---	-----	--	--	--	--	--	--

5. 議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
日程第2 議案第58号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3 議案第59号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
日程第4 議案第60号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第5 議案第61号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
鬼北町農用地利用集積計画（案）の決定について

6. 農業委員会事務局職員

局長	奥藤幸利	次長	丸山貴広	主事	水代康成
----	------	----	------	----	------

7. 会議の概要

事務局	(司会進行)
会長	(会長挨拶)
事務局	(司会進行)
議長	ただいまの出席委員は13名であります。中本農業委員、山本推進委員から欠席の連絡を受けております。定数に達しておりますので、これより第15回鬼北町農業委員会総会を開催いたします。

議長	これより本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、先日配布してあります次第のとおりといたします。 各委員のご協力をお願いします。
議長	日程第1 「議事録署名委員の指名について」 鬼北町農業委員会会議規則第39条の規定により、本日の議事録署名委員に <u>1番 山本 伸男 委員</u> 、 <u>2番 山本 弥須弘 委員</u> 、以上の両委員を指名いたします。よろしくお願ひします。
議長	続いて日程第2 議案第58号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
議長	順位1番について、清家壽秋委員より説明願います。
清家委員	議席番号9番 清家です。 議案第58号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第58号 順位1番 説明】
清家委員	9月17日に譲受人、西川推進委員、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第58号 順位1番 説明】
清家委員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしくお願ひします。
議長	ただ今、清家委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ございませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第58号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可することにご異議のない方は挙手をお願いします。
各委員	(挙手)
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第58号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は、申請のとおり許可することと決定させて頂きます。
議長	次に順位2番について、渡邊康志委員より説明願います。
渡邊委員	議席番号4番 渡邊です。 議案第58号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第58号 順位2番 説明】

渡邊委員	9月17日に譲渡人、譲受人、杉本推進委員、事務局2名、私の計6名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第58号 順位2番 説明】
渡邊委員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議のほどよろしくお願ひします。
議長	ただ今、渡邊委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第58号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番は申請のとおり許可することにご異議のない方は挙手をお願いします。
各委員	(挙手)
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第58号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番は、申請のとおり許可することと決定させて頂きます。
議長	続いて日程第3 議案第59号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。
議長	順位1番について、事務局より説明願います。
事務局	議案第59号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」順位1番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第59号 順位1番 説明】
事務局	9月17日に申請人、中本農業委員、毛利推進委員、事務局2名、計5名で現地調査を行いました。 続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第59号 順位1番 説明】
事務局	以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。 ご審議の程よろしくお願ひします。
議長	ただ今、事務局からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ございませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第59号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可相当にすることにご異議のない方は挙手をお願いします。
各委員	(挙手)
議長	異議なしと認めます。

	よって、議案第59号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は、申請のとおり許可することと決定させて頂きます。
議長	続いて日程第4 議案第60号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。
議長	順位1番について、 ^{あさのたけし} 浅野剛志委員より説明願います。
浅野委員	議席番号11番 浅野です。 議案第60号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」順位1番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第60号 順位1番 説明】
浅野委員	9月17日に譲渡人、譲受人、毛利農業委員、事務局2名、私の計6名で現地調査を行いました。 続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第60号 順位1番 説明】
浅野委員	以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。 ご審議の程よろしくお願ひします。
議長	ただ今、浅野委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ございませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第60号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可相当にすることにご異議のない方は举手をお願いします。
各委員	(举手)
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第60号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は、申請のとおり許可することと決定させて頂きます。
議長	続いて日程第5 議案第61号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題といたします。事務局から説明願います。
事務局	それでは順位1番から順に読み上げて説明とさせていただきます。 読み上げる項目につきましては順位の番号、貸人の大字名と氏名。借人の大字名と氏名、契約地の地番、地目、面積、備考欄といたします。
	【議案書に基づき、議案第61号 順位1番から12番まで 説明】
事務局	以上でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。
議長	ただ今、順位1番から12番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。

	(質問、意見等なし)
議長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第61号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画（案）の決定について」、順位1から12番は原案のとおり決定することにご異議のない方は挙手をお願いします。
各委員	(挙手)
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第61号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画（案）の決定について」、順位1番から12番は原案のとおり決定させていただきます。
議長	以上で本日の議案の審議は全て終了いたしました。 ご協力ありがとうございました。
議長	以上で第15回鬼北町農業委員会総会を閉会いたします。
	事務局より連絡事項がありますので、そのままお待ちください。
	議事録署名委員
	1番
	2番